

國學院大學學術情報リポジトリ

神道事務局生徒寮の展開：
第二期(明治九年-明治十三年)の展開

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸浪, 裕之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002031

神道事務局生徒寮の展開

—第二期(明治九年—明治十三年)の展開—

戸浪裕之

要旨

明治九(一八七六)年八月、神道事務局が設置した生徒寮は、戦前における國學院大學の経営母体であった皇典講究所の「前身」としての性格を有している教育機関であるが、同じ明治九年に設置された伊勢の神宮教院本教館に比べて、これまで先行研究がきわめて少なかった。先に神道事務局生徒寮の設置と制度的側面を考察した拙稿「神道事務局の教育機関—生徒寮の制度的側面に関する一考察—」(『神道宗教』第二一七号、平成二十二年一月)に続き、生徒寮の設置から祭神論争の白熱する明治十三(一八八〇)年までの第二期を対象に、この時期の生徒寮にはどのような動向があったのかを考察する。もって生徒寮の通史的な理解を可能ならしめようというのが本稿の目的である。本稿の考察に基づけば、第二期の生徒寮には、二つのターニング・ポイントがあったことが理解できる。一つは明治十一(一八七八)年三月に開催された教導有志会議であり、もう一つは祭神論争下における生徒寮の閉寮と再開である。

キーワード

神道事務局、生徒寮、教導有志会議、祭神論争

一 はじめに

この論稿で扱う神道事務局生徒寮とは、神道の布教に従事する有能な神官・教導職の養成を目的として、神道事務局が設置した教育機関であり、戦前において國學院大學の経営母体であった皇典講究所の「前身」としての性格を有している。私は以前、同じく神道の教育機関であった伊勢の神宮教院本教館に比べて、これまで先行研究がきわめて少なかった神道事務局生徒寮に光を当てた¹⁾。そこでは、設置過程や組織・制度、また教育課程について考察を進めたことで、多少なりとも生徒寮の制度的側面を明らかにすることができたのではないと思う。

この前稿を受けて、設置以後の生徒寮にはどのような動向があったのかを考察し、生徒寮の通史的な理解を可能ならしめようというのが本稿の目的である。そこで生徒寮を通史的に概観する場合、次の三つの時期に区分するの

がよいように思われる。神道事務局の設立から生徒寮が設置される明治八(一八七五)年三月から翌年八月までを第一期とし、生徒寮の設置から祭神論争の白熱する明治十三(一八八〇)年までを第二期とする。それから皇典講究所が創立される明治十五(一八八二)年までが第三期である。

前稿が対象としたのは第一期であった。そこで本稿では、続く第二期を対象とし、これまで収集できた諸史料から、この時期における生徒寮の動向を考察していくことにしたい。同時にそれは、皇典講究所・國學院の「前史」を明らかにする作業の一環でもある。

二 設置後における生徒寮の諸動向

明治九年八月二十一日、神道事務局内に開寮した生徒寮は、直ちに生徒を徴集し、神官・教導職の養成を開始した。しかし生徒寮にその後、どのよう

な動向があつたのかについて、具体的に知ることのできる史料は少ない。そのようななかで、これまで管見に触れ得た史料は、次の四点である。第一に、神道事務局の機関誌である『神教叢語』⁽²⁾第四号に、生徒寮の生徒の論説が掲載されている。第二に、明治十一（一八七八）年三月の教導有志会議の記録、第三に、同年六月の神道教導職会議の議案がある。第四に、国立国会図書館所蔵『社寺取調類纂』のなかに、『教部省記録』所収のものとは異なる「教約」が収められている。以下では、これらの史料から設置以後における生徒寮の諸動向を考察していきたいと思う。

まず『神教叢語』第四号は、明治九年十一月二日に発行され、吉岡徳明「案山子ノ説」、西川須賀雄「幽顕時勢分界ノ説」、木下美重「教ノ起元天ニ出ルノ説」、古心居士「人理」の五編の論説が収録されている。このうち、木下美重の論説がそれに当たる。この木下美重は、のちに国幣中社伊佐須美神社宮司、官幣大社香椎宮宮司などを務めた人物であるが、「神道事務局生徒寮」という肩書きが附されていることから、当時生徒寮の生徒であつたことを知ることができる。⁽⁴⁾この論説は、「夫我大教タルヤ甚モ畏キ神漏岐神漏美天照大御神ノ詔勅ニシテ其最著明ナルモノハ天都詞之大詞事又天壤無窮及ヒ因女先言而不良等ノ神勅ノ如キ真実ナル正説ニシテ大ハ治国平天下小ハ修身齊家ニ至ル迄万代不易ノ本教百事ノ源皆高天原ニ出サル者ナシ」⁽⁵⁾（五丁オーウ）とあるように、神道（木下は「大教」または「教」を使用している）の基が「高天原」「天神」にあることを論じたものである。恐らく木下にもともと素養があつたのであろうが、この論説では、漢籍のみならず旧新約聖書の知識なども用いられており、彼の知識のほどを窺うことができる。生徒寮が設置されて三ヶ月ほどしか経っていないにもかかわらず、この論説からは、生徒寮生徒の高い学識が窺われる。

第二の明治十一年三月の教導有志会議とは、同年一月、千葉県士族大手総彦・同平民澤田総平・同伊藤泰歳・同香取致恭・同本内宗郷・茨城県平民川村唯助・山形県平民氏川清雄の呼びかけによって開催された会議である。⁽⁶⁾会

議は三月十五日から十日間開催され、議長に権大教正平山省齋、会幹長に権中教正鹿島則文、会幹に大講義古川豊彰・中講義生川鐵忠・訓導長沢雄楯・下田新左衛門、書記長に大講義大関克、書記副長に権中講義礪稻綺道秀、書記に澤田総平・川村唯助、権少講義久志本捨雄・同宮澤大道・堀旦躬が任命された。議員として出席した有志者は総勢百十名。有名なところでは、権少教正西川須賀雄・権大講義保科近恵・少教正青柳高靱・権少教正穂積耕雲・権大講義東角井福臣・常磐井精玄などがおり、なかには権訓導黒山久雄・試補小楯周平のように、本局生徒寮の生徒も名を連ねている。⁽⁷⁾会議中は黒山久雄の発言もまま見られるが、生徒寮そのものに関する議事は十九日に議論されている。その案件は次の三件であつた。

第一款 本局々費生式拾員ヲ養フ事

第二款 分支局ハ当分之ヲ欲ク

但シ其局ノ都合ニヨリ幾人ナリ共養フヲ要ス

第三款 学則ヲ改正スヘキ事

まず「第一款 本局々費生式拾員ヲ養フ事」については、青柳高靱が次のような発言を行なっている。「各地方分支局ニ必ス生徒寮アル可キノ成規ナルモ未タ開寮セサルノ地多シ故ニ支局卒業ノ生徒ヲ分局ヘ分局卒業ノ生徒ヲ本局ヘ進ムルノ成規モ未タ行ハル、コトヲ得ス故ニ今已ムヲ得ス文部ノ師範学校生徒ノ如ク徵募ニ応スル者ハ教職ト教職ナラサルト問ハス各府県下ヨリ一人ツ、都テ三十五人必ス後來分局生徒寮教師トナルニ堪フヘキ見込アル者ヲ撰抜シテ本局々費生トナスヘシ（但本局学科卒業スト雖モ満二十年以下ノ者ハ分局教師タルコトヲ許サス）」と。この青柳高靱の発言からは、明治十一年の時点でも、生徒寮が開寮されていない分局があつたこと、局費生徒が置かれていなかったこと、そして支局↓分局↓本局に順次進学するという規則が十全に機能していなかったことが知られる。⁽⁸⁾そこで青柳が提示した案は、「徵募ニ応スル者ハ教職ト教職ナラサルト問ハス」、各府県より一人ずつ、「後來分局生徒寮教師トナルニ堪フヘキ見込アル者ヲ撰抜シテ本局々費

生」とするということであつた。これについて、「衆員ミナ異見ナク之ニ」同意した。

次の「第二款」については議論がやや紛糾している。まず穂積耕雲は、彼が所属する埼玉分局の場合、局費生五名を募っていることを挙げ、「各地ト雖トモ尽力セハ必ス同キコトヲ得ン」と発言した。また下田新左衛門は、分局の適宜に任すべきことを説いたが、これに対して穂積耕雲は、「分局ノ適宜ニ任セバ等閑ニ附スルコト必セリ故ニ局費生徒ヲ養フコトト断然決スルニ如カズ」と反論した。ついで松岡時懋は穂積耕雲の意見に賛成したのか、「各分局ニ五人ヨリ少カラザルノ局費生徒ヲ養フニ決シテ可ナラン」と述べた。また青柳高軒は、彼の所属する千葉分局の現状では局費生を置くことは不可能であるが、「却テ支局ニ於テハ成ルコトアラン」と意見を述べ、「方法ハ各地適宜ノ斟酌アルベシ」と述べた。そこで会幹は「再考原案」を議長の平山省齋に提出し、これを決議案としたのである。この「再考原案」とは次のようなものであつた。

一分局ニハ必ズ五人ヨリ少カラサル局費生徒ヲ養フ者トス

但已ムコトヲ得サル情実アリテ分局ニ養フコト能ハサルモ支局ニ於テ之ヲ養フ者ハ妨ケナシトス

一支局ハ地方ノ適宜ニ任ス可シ

言わばこれは、穂積と青柳の意見を折衷した案となっている。次の「第三款」については、横沢浄が自分の所属する宮城分局の実情から、学則（教約）の改正が必要であると感ずるが、それは「口舌ニ尽スコトヲ得ザルニヨリ書取ヲ以テ陳シ」と意見した。そこで議長の平山省齋は、「仮令改正ヲ要スルモ其如何ニ改正スヘキハ此会ノ議シ得ベキニ非ス宜シク大会ニ附スベシ」と述べ、ここで「第三款」の議論は終わった。そして三月二十二日、下田新左衛門・長澤雄楠・生川鐵忠・古川豊彰らは、神道事務局詰教正に次の願書を提示したのである。¹⁰⁾

一生徒ヲ教育スルハ布教ノ最モ急務ニシテ今日措ク可ラサル者ナリ因テ

今回会議ニテ決定セシ次第有之本年ノ如キハ略資金ノ方法モ相立候ニ付従来ノ生徒ノ内廿名ヲ限り試験済ノ上局費生徒ニ拔擢相成候様致度候

(中略)

明治八年諸県分局長会議之節本局々費生徒入寮設置之儀議決シテ今ニ不被行実ニ遺憾ト云ヘシ今此件ヲ以テ此会議ニ謀ルニ衆員奮テ同意シ速ニ其資金ヲ出スニ至レリ則此会議ノ実行ヲ奏スルノ一端ナリ

今仮ニ生徒二十名ヲ募ルトシ一人一ヶ月ノ俸二円ト見積リ則チ一ヶ月四十円也来ル四月ヨリ着手シテ本年中ノ費額金百六十円余ニシテ不足百円ノ儀ハ本局ニテ補充シ給ハンコトヲ願フ亦此ノ着手ノ順序ヲ教師並庶務ノ担任シテ早ク施行スヘキコトヲ御申渡有之度上申仕候也

この有志会議における生徒寮に関する議論は以上だが、このほかにも生徒寮に関する議案が見られる。例えば二十三日、明治八年十二月の神道教導職会議において、欧米諸国へ留学生を派遣することが議論され、諸事情により保留されていたが、有志会議で再び議論され、生徒寮局費生徒のうちより「心志確乎タル者」を派遣しようという意見が出された（信田重並の発言）。しかし議員間で意見の統一を見ず、平山省齋の提案により、これも本局大会議において議論すべきことに決定した。また二十四日には、山田衛居が次のような建議を行なった。「楽ハ人情ヲ和シテ能ク神人ヲ感セシムル者ナリ今地方ニ於テ音楽ヲ知ル者実ニ稀ナリ祭典説教葬儀等ニ音楽ナキハ一ノ欠典トイフヘシ生徒ノ學課中ヘ音楽ノ科ヲ加ヘテ此学ヲ隆ンナラシムヘシ」と。要するに、生徒寮の学課に「音楽」の科目を入れるべしとの内容であるが、これは異論なく可決された。¹¹⁾

この有志会議で決定したことは全二十七条にまとめられ、生徒寮に関するものは第七条「本分局ニ於テ局費生徒ヲ置ク事」に見ることができる。

第七條

本分局ニ於テ局費生徒ヲ置ク事

本局ニ於テハ各府県下ヨリ一人ツ、拔擢シタル篤志ノ生徒三十五名ハ

局費ヲ以テ之ヲ養ヒ學課卒業ノ後ハコレヲ各地方分局ノ教師トスヘク
文部ノ師範學校ニ倣フヘシ

分局ニ於テハ五名以上ノ局費生徒ヲ置クヘシ
支局ハ適宜タルヘシ

この第七条を含む全二十七条の決議文に対して、三月二十八日、神道事務局は「衆議之趣篤志之段令感激候四部管長へ照会之上施行可致件速ニ照会可
及其余之件ハ目今着手可致候事」(朱書)と指令したのであった。

では、この会議で決議されたことがどのように施行されたのかを、これ
で管見に触れた範囲で見たい。まず『開知新聞』第一八六号(明治十
一年三月三十一日付)には、早くも局費生徒選抜のための試験が行なわれたこ
とが報道されている。これはいつ行なわれたのかは書かれていないが、有志
会議の終了した三月二十六日から三十日までのあいだと思われる。十一人受
験したという。この試験の結果は、『開知新聞』第百八十八号(明治十一年
四月十日付)に報道されている。これによると、四月八日付で受験者全員が
局費生徒になったようである。局費生徒になったのは、三上清根・黒山久雄・
福山秀雄・久志本捨雄・宮澤大道・小楯周平・松本愛重・天津亘・香取義雄・
香取総磨・飯田久彦であり、神道事務局は「今般局費ヲ以テ在寮修行申付候
間旦夕奮発一層學術身行相励可申ハ勿論創業特別之儀且教道維持緊要之際專
ラ海内ノ嚆矢ト相成候様可心掛事」と述べて彼らを激励したのであった。し
かし神道事務局は、有志会議の決議に基づいて局費生徒二十名を目論んでい
たようであり、なお定員に満たなかったため、「残員九名ハ七月上旬ヲ試期
トシテ各県ヨリ若干人ヲ徵集試験シ入選ノ者ヲ収養セン」とし、六月三十日
限りでその者を上京させるよう、各府県下各分支局に到達したのであった。⁽¹³⁾
これについての動向は未見であるが、有志会議の決定に対して、神道事務局
はかなり早めの対応を行なったと評価できよう。

次に、第三の明治十一年六月の神道教導職会議の議案であるが、同年六月
十二日、神道事務局は分局に「議案題目」と「会議規則」を通過した。これ

は明治八年十二月の神道教導職会議において決定された事項のいくつか、
いまだ実行に至らないのを受けて開催を予告したものである。同時にこの通
達には、三月の有志会議において決定された事項のいくつか、いまだ実行
に至っていないことも述べられており、有志会議を踏まえての開催予告であ
ることは間違いないだろう。このうち「議案題目」は、「原案之部」と「問
題之部」の二部より成っていて、後者には「本局大會議ヲ開ク事」「本分局共
局費生徒教育方法ノ事」の二条が挙げられている。ここで注目すべきは「本
分局共局費生徒教育方法ノ事」であり、その内容は次のように書かれている。
「本局已ニ局費生徒アリト雖其教育永續方法ノ如キハ未タ確定セス分局モ地
方ニ寄り之ニ同カルヘシ仍テ本分局共教育永續ノ方法ハ如何」⁽¹⁴⁾と。すでに見
てきたように、生徒寮は有志会議を受けて局費生徒を選抜したが、その「教
育永續方法ノ如キハ未タ確定」していなかったことが知られる。したがって
「本分局共教育永續ノ方法」を議論しようというのである。⁽¹⁵⁾この会議は、通
達によれば、七月二十日から十日間開催されたようであるが、この議案につ
いて具体的にどのようなことが決定されたのかについての詳細を知ることが
できなかった。⁽¹⁶⁾なお補足的に述べておくが、『開知新聞』第二四四号(明治
十二年十二月二十一日付)には、明治十二(一八七九)年十二月における神
道事務局詰教正の陣容が報道されている。これによると、当時の生徒寮教員
は、教師に久保季茲、教補に石河正養・師岡正胤・大関克という陣容であつ
た。

第四の『社寺取調類纂』所収の「教約」であるが、これは明治十三年九月
十一日、神道事務局詰・大教正鴻雪爪によって内務卿松方正義に提出された
もので、「立教ノ大旨」「立教分派ノ起源沿革」「教会大意」など、十の文書よ
り成る史料である。⁽¹⁷⁾「神道事務局教約^{科目}」と題された文書自体は、すでに
井上順孝氏によって紹介されているが、生徒寮の動向を知る上でも重要な史
料と思われるので、ここに改めて引用させていただくことにしたい。⁽¹⁸⁾

第一條

本局教科上下分テ八級トス十四年以上八年間ニ卒業セシムルヲ法トス
但シ勉強特達期前ニ卒業スル者ハ此限ニアラス

第二條

毎級一年ノ習業トス始テ入ル者ヲ下等四級トシ次第ニ進テ第一級ニ至ル
其課業左ノ如シ

下等第四級

素読前期 童蒙入学問 神徳略述頌 孝経 大学 中庸

神教綱領 稽古要略 山常百首 古事記 論語

同後期 毛詩 尚書 礼記 周易

独閱 三條演義 玉銓百首 心の柱 明教百首

玉銓物語 神徳論 宣教詔書宣命解 説教論題

下等第三級

輪講 皇朝史略

同 保建大記 古語拾遺

同 学記

同 曾子 孝経

独閱 職原抄 公事根源 和漢蒙求類 玉樺

志斐語 霊の真柱

下等第二級

輪講 祝詞式

同 統紀詔詞

同 論語

語学 紐かが美 詞の通路 あゆひ抄 かさし抄

独閱 神祇志料 正読日本外史 神祇令 職員令

十八史略 元明清史略

下等第一級

輪講 古今集 古事記上卷 令

同 左伝

語学 詞の玉緒 詞の八衢 文の志るべ さき草

詞のつかね緒 消息文例

独閱 史記 漢書 古史微開題記

上等第四級

輪講 日本紀神代卷 古事記_{中下}

同 毛詩

語学 山口栞 辞格抄 古史本辞経

独閱 大日本史 通鑑 新律改定両領

上等第三級

輪講 日本紀_{神武以下} 万葉集_{一ヨリ十迄}

同 尚書

独閱 大戴記 大古伝 三礼 出定後語

印度蔵志 八宗綱要

上等第二級

輪講 五国史 万葉集_{十一ヨリ廿迄}

同 中庸 周易

独閱 諸子孟荀管韓老莊列ノ類 新旧両約書

釈氏要覽

上等第一級

各科温習

以上のように、「教約」が改訂された経緯についての史料は未見である。

ただこれまでの経緯を鑑みれば、明治十一年三月の有志会議において、「教約」改訂の必要が提議されており、それを踏まえて改訂されたのであろう。以下では明治九年の「教約」⁽¹⁹⁾との比較において、この「教約」の特色をいささか考察したい。

この明治十三年の「教約」と、明治九年のそれとを比較してみると、まず

類似点としては、次の二点が挙げられる。①学問の基礎を国学に置いていること。②国学者の著書のほかに、日本の古典文学・漢籍・仏典・キリスト教書など、きわめて多岐にわたる書目が挙げられていることである。反対に相違点としては、次の四点が挙げられる。①明治九年の「教約」では、本局生徒寮と分局生徒寮とに区分され、前者が十八歳以上三年間、後者が十四歳以上四年間と規定されていたのに対して、明治十三年制定の「教約」では、本局・分局の区別がなく、十四歳以上八年間とのみ規定されていること。②「本科」と「兼科」に分類する点は同じであるが、明治九年の「教約」にあった教書・歴史・語学・法律・祭祀・歌文という科目分けがなくなったこと。③本局と分局の教育課程を併せ持ったような内容になっていること。④明治九年の「教約」では、授業の進め方について、単に「講義ハ本課ノ書ヲ用ユ独講或輪講會読等其体裁ハ教師之ヲ斟酌スヘシ」とのみ規定されていたものが、明治十三年の「教約」だと、独講・輪講・會読が細かく定められていることである。

また明治九年の「教約」と比べて、書目の数が相当減っていることも指摘できる。明治十三年の「教約」のなかから、明治九年の「教約」にあるものを拾いあげ、級ごとに整理すると次のようになる(文中、「[本局]」とあるのは、本局生徒寮の「教約」に記載されていることを示している)。

・下等第四級Ⅱ童蒙入学問 神德略述頌・孝経・大学・中庸・神教綱領・山常百首・古事記・論語・毛詩・周易「[本局]」・三条演義・玉銓百首・心の柱・明教百首・玉銓物語・神德論・宣教詔書宣命解・説教論題
・下等第三級Ⅱ皇朝史略・保建大記・古語拾遺・職原抄「[本局]」・公事根源「[本局]」・孝経・玉樺・志斐語・靈の真柱
・下等第二級Ⅱ祝詞式・論語・詞の通路・かざし抄「[本局]」・正読日本外史・神祇令・職員令・十八史略・元明清史略
・下等第一級Ⅱ古今集・古事記上卷・詞の玉緒・詞の八衢・消息文例・史記「[本分局とも]」・漢書「[本局]」・古史微開題記

・上等第四級Ⅱ日本紀神代卷・古事記中下・毛詩・山口栞・古史本辭経「[本局]」・大日本史「[本局]」・新律改定両領
・上等第三級Ⅱ日本紀神武以下・出定後語「[本局]」・印度藏志「[本局]」・八宗綱要「[本局]」

・上等第二級Ⅱ五国史「[本局]」・中庸・周易・孟子・老莊列「[本局]」・新旧兩約書「[本局]」・釈氏要覽「[本局]」

なかには、本局・分局ともに挙げられている書目もあるが、分局の書目が多く挙げられていることがわかる。その他の書目と合わせて考えてみても、明治九年の「教約」と同じく神学的には平田国学であり、歌文・文章は本居国学が中心であると言える。ただ明治九年の「教約」にあった宣長の『古事記伝』や、篤胤の『古史伝』などは見られない。しかし前者の場合、『古事記』の講義において使用されていた可能性が考えられる。こうして見ると、明治十三年の「教約」の場合、明治九年の「教約」における分局生徒寮のように、神官・教導職としての基礎的な教養の涵養を目的にしていると考えられよう。

時間割は大きく三つに区分されている。「日課表」「木曜日」「土曜日」である。これからすると、「日課表」は月曜から水曜、そして金曜日の時間割であり、木曜日と土曜日だけが別に作られていることになる。その内容を見てみると、「日課表」では、一時間目(午前七時三十分～午前九時)が素読、二時間目(午前九時～十二時)が輪講、三時間目(十二時～午後一時)が休憩時間、四時間(午後一時～午後二時)までが講義となっている。「木曜日」の場合は、二時間目が説教講習となっているほかは、時間の区切り方も「日課表」と同じである。しかし「土曜日」は少し複雑になっている、まず一時間目(七時三十分～十一時)が説教講習、二時間目(十一時～十二時)が講義となっており、これが土曜日の基本的な時間割であると考えられる。しかし第二土曜日と第四土曜日の場合は、講義のあとにさらに時間割が続いている。時間区分は記されていないが、第二土曜日の場合、二時間目の講義のあと、「本科

「文会」があり、「兼題 当日課題 歌辞」と説明されているから、和歌の授業であることがわかる。また第四土曜日は「兼科 文会」であり、「兼題 経義講録 当日課題 詩文」とある。つまり漢籍の講義と漢詩等の作成を主とする授業が組まれていると言える。

この明治十三年の「教約」が制定された時期は、神道界全体が未曾有の大混乱に陥っていたときであった。祭神論争である。そしてこの論争に、生徒寮も否応もなく巻き込まれていくことになるのである。

三 祭神論争と生徒寮の閉寮

(1) 青木陳実(伊勢派)と松本愛重(出雲派)の論争

明治神道史上に名高い祭神論争については、これまでも多くの研究があるが、質量ともに、藤井貞文氏の研究を凌駕するものはない。⁽²⁰⁾以下では、主として藤井氏の研究に依拠しながら、祭神論争の経緯を簡単に概観し、その上で生徒寮の動向について触れていくことにする。まず論争の経緯であるが、藤井氏は論争の経緯と構図を次のように簡潔にまとめている。

普通に祭神論と謂はれてゐるものは、大体次の様である。大教院解散後、神道側では神道事務局を設けて布教に従事する事になり、新に神殿を造営して、旧大教院の主斎神であつた天之御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、天照皇大神の四柱を之に奉遷して布教の主体と為さんとした。然るに出雲大社大宮司大教正千家尊福は、之に大國主神を表明合祀せん事を主張したに端を発し、神宮少宮司大教正田中頼庸は、此四柱の神は惣ての天神地祇の代表として奉斎したのでから、表明合祀する必要はないと唱へて反対し、千家大教正は「大國主神は幽界主宰の神で、国民の安心立命を念とすべき神を奉斎しなければ、布教神道の根柢が樹たない」と駁して互に譲らず、遂に神道界は東西の二大分野に画して論争を続け、明治十二、十三年の頃は其最高潮に達し、神道の布教に一大支障を来たす

様にもなつた。仍て政府は新に神道取調委員を任命して、遂に神道大会議を催し、天裁を仰いで主斎神を定めたのである(「祭神論と千家大教正」『幽蹟』二二―三、昭和十四年)。

すなわち祭神論争とは、出雲大社大宮司兼大教正の千家尊福が、新しく落成する神道事務局神殿の奉斎神である天之御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神・天照大御神の四神に加え、「幽界主宰の神で、国民の安心立命を念とすべき神」である大國主神を表明合祀することを主張し、それを神宮大宮司兼大教正の田中頼庸が強硬に反対したことに端を発する論争である。また藤井氏が別の論考で、この論争の中核的な問題を、①「神道布教の主体に天御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神・天照大神の四柱神を置く事に異議なき事」、②「大國主神を更に之に加へるか否かの事」、③「大國主神を幽冥主宰神と認めるか否かの事」の三点にまとめているように、⁽²¹⁾神道界が千家尊福を支持する《出雲派》と、田中頼庸を支持する《伊勢派》に相分かれて争う神学論争の様相を呈していたが、さらに事務局自体の複雑な利害関係や改革問題なども絡んで、高度に政治的な問題にも発展した。この事態を憂慮した政府が、神道取調委員(副島種臣・大隈重信・山田顕義など)⁽²²⁾を任命して神道大会議を開催し、勅裁を仰ぐことによって決着が着いたというものである。

もともと単に尊福の意見に頼庸が反対しただけならば、ここまで大きな論争には発展しなかったかもしれない。⁽²³⁾この論争に油を注いだのは、当時、東京府神道事務局局長の職にあつた権大教正本居豊頼らの運動であつた。明治十三年六月八日、彼らは四箇条から成る長文の檄文「神道事務局保護方之檄」を草し、同日、内務省社寺局長桜井能監に、その翌日、田中頼庸にこれを送致した。この檄文の内容は大きな反響を呼び、大國主神の表明合祀の可否について大いに議論が沸騰する契機となつたのであつた。⁽²⁴⁾そこで本項において問題にしたいことは、祭神論争そのものというより、このような状況下において、生徒寮の動向はどうであつたのかということである。以下、祭神論争下における生徒寮の動向を、藤井氏の研究に依拠しながら概観していくこ

とにする。

神道事務局の新聞である『開知新聞』誌上では、本居豊顯らの檄文を契機にして、大國主神表明合祀の可否についての論争が行なわれていた。まず宣教使時代から神道の布教に尽力してきた権少教正岡吉胤は、『開知新聞』第四一三・四一四両号において、「四神ニ諸神ヲ表明合祀スルハ不可ナルノ説」なる論説を発表し、『伊勢派』の主張を擁護した。これに対して、西村庫太郎が『開知新聞』第四一六号において岡吉胤に反論する。さらに横田儀三郎が、『弁表明合祀論』を『開知新聞』第四二八・四二九両号に発表し、岡吉胤の論を擁護するなど、『伊勢派』を擁護する岡吉胤の論を契機にして論争が展開したのであった。⁽²⁵⁾ しかもこの論争には、佐々木瑞城・三好清聴・青木陳実といった神宮教院本教館の卒業生も混じっていた。⁽²⁶⁾ 彼らがその学問的な出自からして、『伊勢派』の立場に立っていることは言うまでもないが、ここで注目すべきは青木陳実の論である。青木は「四柱大神神殿へ大國主神ヲ表明合祀スルハ不可ナル説」(『開知新聞』第四一八号)を発表し、その表題に見えるごとく、大國主神表明合祀論に反駁を加えたのである。この青木陳実の論に反駁したのが、先に本局生徒寮の局費生徒となった松本愛重⁽²⁷⁾であった。彼は『出雲派』の立場に立ち、敢然として『伊勢派』に立ち向かっていた。⁽²⁸⁾

まず発端となる青木陳実の論から見ていこう。彼は次のような論点を挙げて、大國主神表明合祀論に反対したのであった。すなわち、①「大國主神幽冥主宰神」論は成立しない。なぜならば、『出雲派』の典拠とする『日本書紀』神代卷下の天孫降臨章・一書第二は、幽事を「主宰統治スヘシト曰ヒシ詔命」ではない。また「幽冥主宰、靈魂統治ノ事ニ至テハ、記紀ノ神典中、未タ嘗テ一言ノ斯ニ及ヲ不聞」、もとより臆説と称するほかなく、神代卷一書の趣旨は「幽冥ニ入ル可シ」ということである。それは『万葉集』巻第二の柿本人麿の歌からも明らかである。②「幽冥ノ大主宰」とは、「天御中主神ハ天地未判ノ前、独化ノ神ニシテ天地ヲ鎔造シ玉ヒ、皇産靈神ニ柱ハ共ニ其功業ニ参預シテ、萬物萬事皆其ノ靈化ニ依サル無」き状態こそ言うべきである。

③天照大御神は「生レナカラニシテ天地ノ主宰ナレハ、固リ四柱ノ大神ト同日ノ論」ではない。大國主神を「表明合祀セント欲スル」のは「神徳ヲ誣ルノ甚」しいものである、と。

これを読んだ松本愛重は、直ちに青木陳実の所論に対する反論を、『開知新聞』第四一九号に寄せた。松本は、神代卷下一書の趣旨は「幽冥ニ入ル可シ」ということだとする青木の所論に対して、まず「神典皇史(事実)」と「歌詞」とは同一視すべきではないと反論した。ついで神代卷下の一書にある「所治」の意味を説明するために、神代卷上に見える伊弉諾尊の三貴子分治の詔命や、垂仁紀に見える倭大神の神誨を引用し、これらの事例から、「果シテ入ル可シト云コトニシテ知看ノ義ニアラストセハ、天照大御神モ唯高天原ニ入ル可シ、皇孫尊モ顯界ニ入ル可シト云フコトニシテ、知看ノ義ニアラサルカ」と言い、青木の所論を「牽強附会ノ甚」しいものと一蹴した。そして「凡ソ神典ヲ窺フ者、天孫降臨ノ段、神勅ノ章ヲ一読スル者ハ、則チ顯露事トハ天皇ノ知看ス顯界ノ御政事、幽事トハ大國主神ノ知看ス冥府ノ御政事ナルコト、顯幽表裏相對シタル一章ノ文面ニテ明ナリ。故ニ日本紀纂疏ニ、幽事トハ則冥府之事ナリ、非祭祀牲幣ノ禮トアリ、又平田翁ノ史伝ニ悉ク論ハレタル如ク、大國主神ハ皇孫ノ顯政ヲ統御シ玉ヘル裏ニテ、地球ノ幽政ヲ統御シ玉ヘルコト、固ヨリ明也」と述べて、『出雲派』の所論を擁護したのであった。かかる反論に遭った青木陳実は、松本愛重の所論への反論を展開した(『開知新聞』第四二〇号)。彼はまず、松本の「神典皇史」と「歌詞」とは同一視すべきではないという反論に対して、本居宣長・平田篤胤も「神ヲ解ニ常ニ此ノ歌書ヲ以テ証徴」としている点を挙げて反論した。また「其ノ可治幽事トアル文ハ、全ク皇産靈神ノ恩諭ノ辞ニシテ、幽冥ニ入ル可シト曰玉ヒシ言タル、明ラケシ、其ノ冥府ノ御政事ヲ掌トリテ靈魂ノ賞罰ヲ鬼籍ニ案スルコト、神典中、其ノ明証果テ何レノ処ニカ有ル」と述べ、松本の所論こそ「牽強付会」であり、「為ニスル所有テ私説ヲ押シ張り、神典ヲ私ニスル者」と言うべきであると反論。さらに松本の挙げる『日本書紀纂疏』や『古史伝』

の説にしても、「仮令、何ナル名卿先哲ノ説ト雖トモ、神典上ニ証徴ナキ無稽ノ臆説ハ、敢テ信セス、氏ハ人ノ糟粕ニ依リテ活神道ヲ解クカ、吾レハ我カ神典ヲ確信シ、皇産霊神賦與ノ神魂ヲ以テ之ヲ論ス」と述べたのである。

松本愛重は直ちに『開知新聞』第四二二号に反論を寄せた。神典を一読すれば、和魂たる大物主神は皇孫を奉護し、荒魂たる大國玉神は大地官となつて国土を守っていることは明らかである。また「御本體ト坐ス大國主神ハ、紀ニ汝則可以治神事トアル如ク、専ラ幽府ノ政事ヲ主宰シ玉ヒ、和荒二魂ヲモ總ヘ玉ヘルナリ、如此分掌シテ皇孫ヲ奉護シ、幽事ヲ主宰シ玉ヘル深キ神量ナルコトヲ可知也」と述べて反論を展開した。また青木の所論を「全ク氏カ新工夫ノ一箇言ト云ヘキナリ」と述べ、青木が四柱大神と大國主神と同視すべからずとする論に対して、「何ソ思ハサルノ甚キ、誰カ大國主神ト四柱大神ト同視スルモノアラン、已ニ四柱大神ノ内ニ於テモ、天御中主神ト皇産霊神ト同視スルノ理アラス、天照大神ノ三柱大神ニ於ケルモ亦然リ、然レハ已ニ同視スヘカサルノ神ヲ並祭スルニアラスヤ、又、可祭ノ神ヲ祭ルニ於テ、何ノ不可力之アラン、況ヤ天照大神ト大國主神ト並祭シ、事代主神ト皇産霊神トサヘ並祭スル等ノ例アルヲヤ」と弁じ、並祭を当然と論じたのであった。

これに対して青木陳実は、『開知新聞』第四二九号に反論を寄せた。まず松本が「神典皇史」と「歌詞」とは同視すべきではないと反論したのに対して、再び『万葉集』巻第二の柿本人麿の歌・反歌を例に出し、「実事ニ非」ずと弁解した上で、そもそも皇孫命の「可治」と大國主神の「可治」とは、その意味するところが異なることを論じた。すなわち、「天照大神ハ六合ヲ照明シテ萬物ヲ煦育シ、皇孫命ハ四海ヲ奄有シテ億兆ヲ保治スルコト、天地ト無窮、是レ其ノ可治トアル神勅ハ、高天原瑞穂國ノ主宰ノ詔命ナルコト厳然タリ。大國主神ニ至リテハ之ト異ル、其ノ幽事ヲ可治トアレトモ、職トシテ供奉スル所ノ者ハ、皇孫侍衛奉護ノ任ナリ。決シテ幽冥主宰、靈魂統治ノ神ニハ非ルナリ」と。そして真の「幽冥主宰神」は造化三神であると論じた。

この立場から、青木は松本の「並祭」論に対して、「同視セスシテ幽冥ノ大主宰ノ神、速ニ表明合祀スヘシト云フハ何ソ、幽冥ノ大主宰ハ造化ノ神ナリ、大國主神ハ此レ皇孫侍衛ノ神ナリ、是ヲ以テ冥後ヲ祈リ、死生ヲ依頼スル教義上ニ於テハ、合祀ス可カラスト云フ也」と反論したのである。

青木の弁駁を読んだ松本愛重は、『開知新聞』第四三一号に再反論を寄稿し、垂仁紀に見える石上神宮の故事を例証として、「治」の意味を次のように解釈した。「治トアル如キ正シク其神宝ヲ掌トルコトナルカ如シ」と。また「治神事」については、「皇産霊神ノ汝则可以治神事ト詔玉ヘルモ、汝ハ幽冥ニ入ル可シト云コトトナスカ如キハ、全ク神典ヲ解セス、古言ヲ知ラサル憶測揣摩ノ誑言ト云ハサルヲ得サル也」などと述べ、青木陳実の所論を「妄説」と見なしたのである。この松本の弁駁に対する青木の弁論はない。ここで両者の論争は終わったと見られている。⁽²⁹⁾

以上、『伊勢派』の立場に立つ青木陳実と、『出雲派』の立場に立つ松本愛重との論争を見てきたが、二人の論争は、古典の解釈として、『日本書紀』天孫降臨章・一書第二の内容が、大國主神の「幽冥主宰・靈魂統治」のこととして解釈できるのかどうかという点に集約されると思われる。先述した祭神論争の中核的な問題として、藤井氏がまとめた三点に即して言えば、二人の論争は、③「大國主神を幽冥主宰神と認めるか否かの事」に集中した議論と言えよう。これについて青木は認めることはできないと考え、松本は認めることができるかと判断したのである。青木にせよ、松本にせよ、これまで学寮で学んだことを最大限に生かして論争に挑んだに違いなく、二人の互いに一步も譲らない論調には、実に堂々たるものがあるのを見る。もちろんこの論争は、祭神論争全体から見れば、ほんの一齣にすぎないが、生徒寮の生徒が堂々と論陣を張って論争に挑んでいたことは注目してよいであろう。

(2) 生徒寮の閉寮と再開

こうした論争が行われていた一方で、明治十三年十一月四日、突然「今般

改正二付、生徒寮当分之處、閉局致候事^{③〇}と発令され、生徒寮が閉寮される事件が起った。その理由は、「事務局の経費が窮乏した為」(藤井『明治国学發生史の研究』三三九頁)であるというが、これは神道事務局の実権を握った田中頼庸が、「事務局改革」と称して、『出雲派』に属す局詰教正一同を全員解任したことに端を発している。また三矢重松によれば、当時の生徒寮の教師は『出雲派』に属する者が多く、「生徒を煽動する惧」があつたため、「名を改革または経費削減に依りて、(中略)教師石河正養、師岡正胤等を免じ、生徒寮を閉鎖」(松野勇雄先生「四八頁」)したのでという。

この事態に困惑したのは、言うまでもなく生徒寮の生徒たちであつた。彼らは直ちに『開知新聞』四三五号に投書して、その窮状を訴えたのである。

道ノ盛大ヲ期センニハ、生徒ヲ教育シテ其人ヲ得ルヨリ先ナルハナシ、(中略) 本月四日閉寮ノ旨、達セラレタリ、是素ヨリ資金ノ缺乏ニヨルト雖トモ、亦慨嘆ノ至リニ堪ヘサランヤ、嗚呼数十名ノ生徒、学業中途ニシテ四方ニ散乱スルトキハ、生等多年ノ宿志ヲ遂ルコト能ハサル而已ナラス、實ニ本教ノ為ニ憂フル所ナリ、依テ生等一同益志ヲ固シ、辛苦艱難ヲ厭ハス、黽勉脩學シ、惟神ノ大道ノ蘊奥ヲ明メ、以テ本教ノ為ニ応分ノ功ヲ奏セントス、仰キ願クハ全国ノ有志諸君、生等ノ志ヲ助ケ、生徒寮維持方法ヲ建テ、本寮ヲシテ益盛大ナラシメ、以テ素志ヲ遂ケシメラレン事ヲ希望ノ至ニ堪エズ。

このような生徒の窮状に対して、救いの手を差し伸べたのが、本居豊頼を局長とする東京府神道事務分局であつた。東京府神道事務分局は、十一月五日、「我本教ノ急務トスル所ハ、後進者ヲ薫陶教示シ、専ラ其人ヲ養成スルヨリ先ナルハ、蓋シ是アラサルナリ。然ルニ(中略) 四十名ニ近キ諸國ノ学生等カ本教ノ為ニ厭ハサリシニ螢雪ノ労苦ハ、忽チニ破ラレテ同窓ノ交袂ハ看裂レントス、身ヲ本教ノ範(圍)ニ入ル、者ハ、固リ言フヲ俟タス、苟モ(情ヲ) 社会之交誼ニ通スルモノ、孰傍觀座視スルニ忍ヒンヤ」として、分局長屋を提供して教育を継続することを決定し、また九日には、生徒寮の維持規

則全七条を定め、かつ各方面より義捐金を募ることにした。この東京府神道事務分局の行動は、神道界の各方面より賛同を得たことで、神道事務局も黙視することができなくなる。そこで十一月十日、神道事務局詰・大教正鴻雪爪は、生徒扶助の議を立て、神道事務局も『開知新聞』第四三四号において、従前のとおり、旧生徒寮において生徒の教育を進める旨を告知したのであつた^{③①}。また十一月十七日、神道事務局詰・湊川神社宮司・権大教正の折田年秀は、神道事務局へは出局せず、「生徒一件、田中・鴻雪爪江申遣ス、本日生徒一切放逐云々」との回答があつたという。これは東京府神道事務局局長屋への移動を指して言つたものであろう。

ついで十二月十日になると、旧生徒寮副徒正の福山秀雄が、「生徒寮再興之云々」につき、折田年秀へ申し入れるところがあつた。同十二日、折田は福山を呼び出し、「生徒寮再興之事ヲ達」した。『折田年秀日記』の同日条には、「田中訪ヒ諸事ヲ懇談ス」、また「穴野央江参リ、諸事ヲ議シテ日暮ニ帰る」ともあるから、このとき生徒寮のことも話し合われ、再興が決定されたのであろう^{③②}。こうして神道事務局は、同十三日、『開知新聞』第四四一号に「本年十一月十四日、會計上ノ都合ニ依リ、一時閉寮候処、其方今般願ノ儀モ有之候ニ付、更ニ閉寮候条、此段可相心得候事、但、従前ノ手續ヲ以テ、出費方法並教師等學則ノ儀、局論ヲ遂ケ、更ニ追テ相達候事」と、生徒寮の再開を通過したのであつた(同じく分局にも通過する)。同十七日には、権少教正久志本捨雄・訓導福山秀雄が副徒正に復帰した。

かくして生徒寮は再開することになり、東京府神道事務局は生徒に引払を命じたのであるが、松本愛重を含む旧生徒十三名が、この度の生徒寮再開は「福山秀雄一個之願」によるものであり、いまだ「本分局之葛藤相解、教師一同従前之通出勤不相成候而ハ、師弟ノ情義トシテ私共先立引移兼候間、本分局調和」するまで、「従前之通御教育被下度」と述べて、引払を拒否してきたのである。藤井氏によれば、松本愛重らは「此再開は全く福山秀雄が年秀や穴野半等と議り、他の生徒は少しも関知せず、而も教師の復帰に就て

は何等の考慮も払はれず、単に生徒の復寮を許したのを不愉快」(『明治国学発生史の研究』四九四頁)としたのだという。この事態に対して、下田義照・武田勝太・平山省斎・本庄宗武・秋山光条・本居豊顕は、「從來ノ如ク本局寮中ニ於テ修業」すべきだとし、全国の教導職にその維持費の出資を求めたのであった。これについては、千家尊福らによる相応の出資があったと言われる⁽³⁾。

四 むすびにかえて

以上、明治九年の設置以後から、祭神論争が白熱する明治十三年までの生徒寮の動向を考察してきた。本稿での考察に基づくならば、設置以後の生徒寮には、二つのターニング・ポイントがあったと言えよう。一つが、明治十一年三月に開催された教導有志会議である。この会議の議事録からは、明治九年に制定された規程のいくつかが実行に至っていなかったことが明らかとなった。そこでは、①局費生徒設置のこと、②分局生徒寮設置のこと、③学課(教約)改正のことが問題にされ、とりわけ①局費生徒の件が問題となった。会議の議事録からは、明治十一年に至るまで、本局生徒寮に局費生徒が設置されていなかったと見える。有志会議を受けて、神道事務局は早急に局費生徒を選び出し、また学則(教約)の改正を進めてきた。これらについては既述したように、神道事務局はかなり早めの対応を行なったと評価できよう。

当時の神道界がそうであったように、生徒寮もまた祭神論争から自由ではなかった。松本愛重のように果敢に論争に参戦した生徒もいたが、論争最中の事務局改革によって生徒寮は閉寮に追い込まれ、教師であった石河正養・師岡正胤らは解任された。やがて旧副徒正福山秀雄の働きかけによって再開されるのだが、それは「他の生徒は少しも関知せず、而も教師の復帰に就ては何等の考慮も払はれず、単に生徒の復寮を許した」だけであった。生徒寮

が危機的状況に陥ったという意味で、もう一つのターニング・ポイントを、この祭神論争下における生徒寮の閉寮と再開に求めることができるであろう。史料の残存状況から、なお不明な点が多いものの、本稿の考察によって、生徒寮を多少通史的に概観することが可能になったと思われる。明治十四(一八八一)年以降の展開(第三期)については、別の機会に譲りたい。

註

(1) 拙稿「神道事務局の教育機関—生徒寮の制度的側面に関する一考察—」(『神道宗教』第二一七号、平成二十二年) 参照。

(2) 神道事務局の機関誌である『神教叢語』は、明治八(一八七五)年十二月の神道教導職会議において、「事務局報告神教叢語ハ必ス発兌スヘク部数ハ分局ヨリ申出ニ応シ代価ハ前納スヘキニ決ス」として発行が決定されたものである。明治九年十月十六日、弘道社(社長兼印刷・菊池起、仮編輯長・大関克)より創刊された。また奥付によると、毎月六号発兌、一冊二錢五厘、一ヶ月前金十二錢七厘、三ヶ月前金三十六錢と定められている。内容は神学に関すること、神道教化に関することを中心に、古典研究・和歌など多岐に及ぶ。『神教叢語』については、大関茂「神教叢語について」(『神道学』一〇六、昭和五十五年)を参照。同論文には、無窮会専門図書館神習文庫所蔵本、愛媛県大洲市立図書館矢野玄道文庫所蔵本により、第一号からの目録が付加されていて便利である。また明治八年十二月の神道教導職会議については、板橋熊野神社所蔵『教部省記録』明治九年神道「権大教正田中頼庸外一名ヨリ本局会議之儀ニ付教導職へ相達候旨届之件」参照。この会議は、神道事務局の基本方針が決定された重要な会議であり、生徒寮の設置が決定されたのも、この会議においてであった。拙稿・前掲「神道事務局の教育機関—生徒寮の制度的側面に関する一考察—」参照。

(3) 拙稿・前掲「神道事務局の教育機関—生徒寮の制度的側面に関する一考察—」参照。板橋熊野神社所蔵『教部省記録』所収の「教約」は、のちに印刷されて各地の分局に頒布され、その一つと思われるものが、國學院大學河野省三博士記念文庫に所蔵されている。この河野省三博士記念文庫所蔵の「教約」は、拙稿「國學院大學の学術資産と神道事務局—河野省三博士記念文庫所蔵資料の翻刻と紹介—」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』二、平成二十二年)に翻刻したので、参照いただきたい。

(4) 木下美重については、神社新報社編『神道人名辞典』(神社新報社、平成三年改

訂版)の「木下 美重(きのした よししげ)」の項参照。同項によれば、木下美重は、明治八年に上京し、井上頼圀・本居豊頼に学んだという。國學院大學所蔵「井上家旧蔵書」中にある『塾則』には、彼の名は見当たらない。

(5) 以上、『神教叢語』第四号からの引用は、國學院大學神道文化学部教授・阪本是丸氏の所蔵本に拠る。貸与いただいたことに感謝申しあげる。

(6) 國學院大學圖書館所蔵『開知新聞』第一七六号(弘道社・明治十一年一月二十日付)参照。彼らは以後、たびたび会議開催を神道事務局に請願し、二月二十三日に開催の許可が下りた(『開知新聞』第一八一号附録・明治十一年二月二十四日付)。なお國學院大學圖書館所蔵の『開知新聞』は、同会議の呼びかけ人の一人である澤田総平の旧蔵である。

(7) 『開知新聞』第一八六号附録「教導有志会議日誌抄」(明治十一年三月三十一日付)に拠る。このほかにも『開知新聞』上には、有志会議の議事が報道されている。以下では「教導有志会議日誌抄」のほか、この『開知新聞』上の報道も合わせ使うことにする。以下、特に断りのないものは、すべて「教導有志会議日誌抄」に拠ることを示す。

(8) 分局に生徒寮が設置されなかったのは、経済的な理由が大きかったと思われる。次に見る福島県の事例は、そのことをよく示していると言えよう。明治九年八月二十一日、これまでの福島・磐前・若松の三県が合併され、現在の福島県域が成立した。これを機により統一的な国民教化運動を行なう必要から、明治十(一八七七)年に教導職会議が開催されたのである。会議開催にあたって、事前に議案が通達されたが、その内容は四条の議案から成り、第二条が「生徒教養之事」となっている。

惟神ノ大道振起隆盛ヲ期スルノ至大急務ハ壯年篤志ノ生徒ヲ教養シ布教伝道ニ従事セシム可キニ在リト雖モ即今資本ニ乏シク之ヲ為不能故局費ヲ猛省節略シ仮リニ壯年祠官掌ノ内容幾名ヲ限リ六十日ヲ一期トシ本局学課ノ変則ヲ教授シ漸次盛大ノ生徒寮ヲ設ケ布教ノ種子ヲ培養セント欲シ其方法如何(福島県神社庁寄託・福島県歴史資料館所蔵『自他教院願伺届 附往復(明治十年一月)』参照)。

神道の布教に従事する者の養成は「至大急務」であるという分局の認識を確認した上で見ていくと、地方分局の実情と言うべきか、現今費用に乏しく養成がでないで、分局費をかなり節約し、壮年の祠官掌のうち数名の入学のみを許可し、本局学課の変則を教授することで乗り切ろうとしている。そして漸次、規模盛大な生徒寮を設置する計画があったようであるが、その後どうなったのかについての史料が見出せていない(恐らく設置されなかったのではないか)。同時に分局の費用を節約してまで生徒の養成にかけける点に、当時の神道界がいかに布教に従事する有能な人材を必要としていたのかの一端を窺うことができる。

(9) この規則については、拙稿・前掲「神道事務局の教育機関―生徒寮の制度的側面に関する一考察―」参照。

(10) 『開知新聞』第一八五号(明治十一年三月二十四日付)に拠る。

(11) 前掲「教部省記録」明治九年神道「権大教正田中頼庸外一名ヨリ本局会議之儀ニ付教導職へ相達候旨届之件」参照。

(12) これはのちの皇典講究所の教育課程に繋がるものとして注目される。

(13) 『開知新聞』第一九五号(明治十一年五月五日)に拠る。

(14) 中澤伸弘「明治初年の地方神道事務分局の一端―長野縣下松本神道事務分局資料から―」(『神道宗教』二〇四・二〇五合併号、平成十九年)二十「神道事務局会議議案(神道事務局)」参照。以上の記述はこれに拠る。なおこの議案は、『開知新聞』第二〇七号にも掲載されている。國學院大學圖書館所蔵の『開知新聞』は、なぜか中段から下段にかけて切り取られており、詳細は不明であるので、引用は中澤氏の翻刻に従った。

(15) なお『開知新聞』第二〇七号には、「本局に於て七月の會議に附せずして去る八年會議の通り履行さる、件」と「八年會議并に本年三月有志會議の決案中より抜粋して直に実践さる、件」が報道されている。とりわけ後者のなかには、「○生徒学課中ニ音楽ノ科ヲ置ク事」が含まれている。また石見國物部神社より「本局生徒寮教育費」として、二円五十銭送られたことが報道されている。

(16) 小野祖教「神道教学の諸問題」(財団法人神道文化会編『明治維新神道百年史』第五卷、神道文化会、昭和四十一年)によれば、「神道教規」「教導職心得」なるものが、この會議で制定されたことが分かる。このうち「教導職心得」は、全二十七条より成るものであるが、その第十三条は「学事心得」となっていて、「神道事務分局教約二揭示スル典籍ハ勿論、其他、中外古今ノ典籍ヲ涉獵スルニ非サレハ、時勢人情ヲ洞察スルコト能ハズ。固陋ノ偏見ニ拘泥スベカラズ」(小野・前掲「神道教学の諸問題」三八頁に拠る)とある。

(17) 國學院大學日本文化研究所編『社寺取調類纂(神道・教化篇)』(國學院大學日本文化研究所、平成二年)四九―五一頁に拠る。ただし引用にあたっては、国立國會圖書館所蔵「社寺取調類纂」一九の原本も参照した。

(18) 井上順孝「社寺取調類纂に見られる神道界及び教化の動向」(前掲「社寺取調類纂(神道・教化篇)」所収)、同「神道大教にみられる「神道」の教団化過程」(『神道宗教』一九九・二〇〇合併号、平成十七年)参照。井上氏は、後者の論文において、明治十三年の「教約」を「少なくとも神道事務局の設置は、早急に神道教化の態勢を整えようと、組織面でも、また教義面でも形式を整えていこうとする意図のもとになされたものであることは、明確に読み取れる」と評価しているが、これは明治九年制定の「教約」にも同様のことが言える。

(19) 明治九年「教約」の内容については、拙稿・前掲「神道事務局の教育機関―生

徒寮の制度的側面に関する「考察」参照。

- (20) 藤井貞文氏の祭神論争研究は、『明治国学発生史の研究』(吉川弘文館、昭和五十二年)に指を屈する。同書の基になった諸論文は、『神道学』第三五―四八号(昭和三十一年)にわたって断続的に発表されている。また藤井氏の関連論文としては、ほかに「祭神論と千家大教正」(『幽蹟』二二―三・四、昭和十四年)、「千家尊福公の事績」(『神道学』五七、昭和四十三年)、「神道祭神勅裁の過程」(『國學院大學紀要』一三、昭和五十年)、「祭神論研究の沿革」(『神道学』九四、昭和五十二年)、「神とたましひ―國學思想の深化」(錦正社、平成二年)などがある。なお藤井氏以外に、祭神論争について論じた研究としては、下田義照「祭神論の起因と其結末」(『神道学雑誌』四、昭和三年)、中島三千男「大教宣布運動と祭神論争―国家神道体制の確立と近代天皇制イデオロギー」(『日本史研究』一二六、昭和四十七年)、宮地正人「天皇制の政治史的研究」(校倉書房、昭和五十六年)、阪本・前掲「明治神道史の研究」、西田長男「日本神道史研究」第一巻(講談社、昭和五十三年)、佐々木聖使「山田顯義と祭神論争」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』一五、昭和五十九年)、原武史「『出雲』という思想―近代日本の抹殺された神々」(『講談社学術文庫、平成十三年)、藤田・前掲「近代国学の研究」第四章「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離―主宰神の変遷と皇典講究所の創立」などがある。

- (21) 藤井・前掲「明治国学発生史の研究」三頁。

- (22) 佐々木聖使氏が述べるように、神道取調委員に誰が任命されたのかについては諸説ある。佐々木・前掲「山田顯義と祭神論争」参照。本稿では、佐々木氏と同じく藤井貞文氏の説に従った。

- (23) 藤井・前掲「明治国学発生史の研究」によれば、千家尊福は、明治六(一八七四)年・八(一八七五)年・十一(一八七八)年三月・同年七月の四回、大國主神表明合祀の建議を行なっている。いずれも神道界全体を巻き込むような論争に発展していない。

- (24) 本居豊顯らの「神道事務局保護之概」については、藤井・前掲「明治国学発生史の研究」一三五―一四一頁にその全文が引用されている。

- (25) 藤井・前掲「明治国学発生史の研究」一九七―二五二頁参照。

- (26) 皇學館大學編『創立九十年・再興十年 皇學館大學史』(皇學館大學、昭和四十七年)によれば、彼らは明治十年に神宮教院本教館に入学し、十三年七月三日、はじめて上等科卒業証書を授与された者たちである(同書一六頁)。また青木陳実は、皇學館最初の教員の一人として名を連ねている(同書二七頁)。神宮教院本教館は、生徒寮と同じ明治九年に設置された神宮教院の教育機関で、主として伊勢神宮に奉職する神官・教導職の養成を目的としていた。神宮教院本教館に関する研究はいくつかあるが、西川順土『近代の神宮』(神宮文庫、昭和六十三年)第六

章「神宮教院の教育」が最も詳しい。ちなみに神道事務局生徒寮が皇典講究所の「前身」と言えるならば、神宮教院本教館は神宮皇學館(明治十五年設立)の「前身」と言えるものである。

- (27) 松本愛重(一八五七―一九三五)に関しては、前掲「神道人名辞典」の「松本愛重(まつもと たかしげ)」の項、藤井・前掲「明治国学発生史の研究」のほか、藤田・前掲「近代国学の研究」第五章「近代国学と高等教育機関―東京大学文学部附属古典講習科の設置と展開」、秋元信英「明治二十一年、松本愛重『国学』の一考察」(國學院大學伝統文化リサーチセンター・國學院大學北海道短期大学部共催公開講座「國學院の古代研究」平成二十一年十月三日・於國學院大學北海道短期大学部)など参照。ちなみに後述するように、この時期の松本愛重は幽冥論を展開しているのだが、明治二十一年の『国学』では、その立場を放擲してしまうことになる(秋元・前掲「明治二十一年、松本愛重『国学』の一考察」参照)。ここに、所謂「近代国学」における「非宗教」性の問題が露わにされていると言えるかもしれない。

- (28) 以下の記述は、特に断りのないかぎり、藤井・前掲「明治国学発生史の研究」二二三―二四六頁に拠っている。

- (29) 藤井・前掲「明治国学発生史の研究」二四六頁参照。藤井氏は「両者の論駁は、以上の外には見当たらないので、一応、終つたのであらうか」と述べる。

- (30) 藤井・前掲「明治国学発生史の研究」三三八頁に拠る。

- (31) 以上の記述は、藤井・前掲「明治国学発生史の研究」三三九―三四二頁に拠る。

- (32) この「副徒正」とは、「徒正」とともに生徒寮職員の役職の一つである。いずれも生徒のなかから選出され、「徒正」は「生徒ヲ率励シ及其保健ノ事ニ注意シ寮中ノ監察ヲ掌トル」、「副徒正」は「徒正ヲ佐ケテ寮中ノ雑務ヲ監察ス」と定められている。現在で言えば、生徒会長・副生徒会長といったような役職と考えられよう。拙稿・前掲「神道事務局の教育機関―生徒寮の制度的側面に関する一考察」参照。

- (33) 湊川神社編『折田年秀日記』第二(統群書類従完成会、平成四年)五一―五二頁、藤井・前掲「明治国学発生史の研究」四九三頁参照。

- (34) 以上の記述は、藤井・前掲「明治国学発生史の研究」四九五―四九七頁に拠る。ちなみに十二月二十三日、福山秀雄は折田年秀を訪れ、生徒寮再開の礼を述べた。前掲「折田年秀日記」第二五五頁、藤井・前掲「明治国学発生史の研究」四九六頁参照。